

浅口市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部
を改正する条例

令和7年3月27日

条例第19号

浅口市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例(平成25年浅口市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年」を「1年6月」に改め、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年」を「2年」に改め、同条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「高等専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。)」を加え、「5年」を「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、2年6月」に改め、同条第8号中「水道に関する」を「水道等に関する」に改め、「有するもの」の次に「(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)」に改め、「有するもの」の次に「(第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「10年」を「5年」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第4号中「中等教育学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「7年」を「3年6月」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に改め、「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、「4年」を「2年」に、「卒業した者については6年」を「卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については3年」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「8年」を「4年」に改め、同条第3号中「10年」を「5年」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「卒業した後」を「卒業した(当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」後に、「5年」を「2年6月」に、「卒業した者については7年」を「卒業した者(同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)」については3年6月」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「9年」を「4年6月」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、「最低経験年数」の次に「の2分の1」を加え、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。